

福岡県建築物耐震改修促進計画【別紙】

第3章Ⅲ. 1. 1). (3) 防災拠点建築物の指定による計画的な耐震化の推進

- ◇ 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要で、かつ耐震化の進んでいない建築物について、市町村の意向を踏まえ、下表のとおり31施設指定を行った（令和2年4月1日に30施設に変更）。
（指定日：平成28年4月1日、耐震診断結果の報告期限：平成30年12月31日）

【大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物】

建築物名称	所在地	建築物の用途	災害時の用途
八女市役所南庁舎	八女市	庁舎	災害拠点施設、指定避難所
筑後市水田コミュニティセンター	筑後市	集会所	避難所
大川市庁舎本館	大川市	庁舎	災害拠点施設
大川市消防庁舎	大川市	庁舎	災害拠点施設
筑紫野市庁舎 本館	筑紫野市	庁舎	災害拠点施設
筑紫野市庁舎 第1別館	筑紫野市	庁舎	災害拠点施設
筑紫野市庁舎 第3別館	筑紫野市	庁舎	災害拠点施設
筑紫野市庁舎 上下水道庁舎	筑紫野市	庁舎	災害拠点施設
二日市コミュニティセンター	筑紫野市	集会所	避難所
福富コミュニティセンター	うきは市	集会所	指定避難所
小塩コミュニティセンター	うきは市	集会所	指定避難所
嘉麻市役所碓井庁舎	嘉麻市	庁舎	災害拠点施設
嘉麻市役所山田庁舎	嘉麻市	庁舎	災害拠点施設
嘉麻市役所稲築庁舎	嘉麻市	庁舎	災害拠点施設
嘉麻市役所嘉穂庁舎	嘉麻市	庁舎	災害拠点施設
瀬高公民館	みやま市	公民館	避難所
篠栗町役場	篠栗町	庁舎	防災拠点施設
町民体育館	篠栗町	体育館	避難所
水巻町障害者福祉センター	水巻町	福祉施設	避難所
広川町役場庁舎	広川町	庁舎	災害拠点施設
広川町中央公民館	広川町	公民館	避難所
下広川小学校（屋内運動場）	広川町	屋内運動場	避難所
添田町役場庁舎	添田町	庁舎	災害拠点施設
糸田町集会所兼町民体育館	糸田町	体育館	指定避難所
糸田町隣保館	糸田町	隣保館	指定避難所
東保育所	糸田町	保育所	指定避難所
西保育所	糸田町	保育所	指定避難所
糸田町学校給食センター	糸田町	学校	生活救援
大任町公民館	大任町	公民館	避難所または代替災害拠点
福智町中央公民館	福智町	公民館	自主避難所
福智町方城体育館	福智町	体育施設	指定避難所

※平成28年4月1日当初指定していた糸田町隣保館については、新耐震基準の建築物であることが判明したため、令和2年4月1日に本計画から外している。